

## 研究論文

# 言語の地位計画<sup>1)</sup>にみるベラルーシの国家語政策 —ベラルーシ語とロシア語の法的地位をめぐる—

清 沢 紫 織

キーワード：地位計画、言語法、国家語、危機言語、ベラルーシ語

## 要 旨

本稿では、言語の地位計画の観点からベラルーシの国家語政策を検討する。具体的には、現在同国で「国家語」の地位にあるベラルーシ語とロシア語の法的地位について、その歴史的変遷と現状を法律文書の分析を基に整理し、なぜ「国家語」という法的地位がベラルーシ語の実質的な地位と結びついていないのかを考察する。

法律文書の分析から、まず、ベラルーシ語の「国家語」という地位は既にソ連時代の初めにその原型がみられることが明らかとなった。更に、1990年から正式にベラルーシ語に付与された「国家語」という地位はそもそも象徴的なものであったこと、そして1995年のロシア語の国家語化を経て、現在のベラルーシ語の「国家語」としての地位は極度に形骸化してしまっている実態が浮き彫りとなった。また、ベラルーシ語を法的に保護することの困難さの背景には、文化財としてのベラルーシ語の保護の問題とロシア語の使用を望む話者の言語権の保護の問題の恒常的な緊張関係があることを指摘した。

## 1. 問題背景

現在、ベラルーシ共和国では憲法によってベラルーシ語とロシア語の2言語に等しく「国家語」<sup>2)</sup>の地位が与えられている。しかし、以下の第1表～第3表に明らかのように、ベラルーシ国内の実際の言語状況においては、ロシア語の使用が圧倒的に優勢でベラルーシ語の使用領域は限定的であり、ベラルーシ語の法的地位は、ベラルーシ社会におけるその実質的な地位に一致しているとは言い難い状況にある。

第1表 ベラルーシ国民の母語、家庭言語、第二言語の状況 (2009年国勢調査)<sup>3)</sup>

	人口	ベラルーシ語をあげた構成員の割合		
		母語として	家庭言語として	第二言語として
全国民	9,503,807人	53.2% (41.5%)	23.4% (70.2%)	13.5% (13.7%)
ベラルーシ人 (83.7%)	7,957,252人	60.8% (37.0%)	26.1% (69.8%)	12.7% (15.2%)
ベラルーシ人以外 (16.3%)	1,546,555人	14.0% (64.9%)	9.9% (72.5%)	17.6% (6.4%)

(括弧内はロシア語をあげた構成員の割合)  
(以下の統計資料を参照し筆者作成：統計資料 [2]：384-407, 414-415)

第2表 教育分野におけるベラルーシ共和国の言語状況 (2014/15年度)

	人数	教授言語			
		ベラルーシ語	ロシア語	ベラルーシ語 とロシア語	その他
就学前教育	410,564人	10.5%	89.5%	(データ無し)	0.0%
普通中等教育	931,271人	14.5%	85.4%	(データ無し)	0.1%
高等教育	362,897人	0.1%	58.3%	41.2%	0.4%

(以下の統計資料を参照し筆者作成：統計資料 [3]：96, [4]：98, [5]：208-209, 242)

第3表 出版分野におけるベラルーシ共和国の言語状況 (2014年)

	発行点数		発行部数	
	全体数	うちベラルーシ語によるもの	全体数	うちベラルーシ語によるもの
本/冊子	11,613点	1105点 (9.5%)	3,120万部	360万部 (11.5%)
雑誌	936点	132点 (14.1%)	7,830万部	210万部 (2.7%)
新聞	619点	186点 (30.0%)	44,540万部	10,740万部 (24.1%)

(括弧内は全体数に占める割合)  
(以下の統計資料を参照し筆者作成：統計資料[6]:254-255)

旧ソ連諸国において言語の法的地位がアクチュアルな問題として意識されるようになったのは、ペレストロイカ末期の1989～1990年にかけて各構成共和国が基幹民族の民族語（以下、民族語）を唯一の「国家語」と定める言語法を採択し、その保護と復興に着手していく過程においてであった。ただし、言語法が採択された当初は、どの共和国も政治的独立を視野に入れながら基幹民族を中心とする国民国家の建設へと舵を切り始めていた段階にあり、民族語に対する「国家語」という法的地位の付与には、明らかに民族語に国民統合の象徴としての意義づけをするねらいが第一にあった。そのため、ペレストロイカ末期～ソ連邦崩壊直後においては、各共和国で民族語の「国家語」としての法的地位が実質的な言語使用の普及に直ちに結びついておらず、国家行政や国民の社会生活においては尚もロシア語が大きな役割を果たしているという状況がある程度共

通して存在した<sup>4)</sup>。

しかし、その後、独立を果たした各共和国は民族語の国家語化を端緒とし、ソ連時代を通じてあらゆる領域で優勢言語の地位にあったロシア語から劣勢言語の地位におかれていた民族語への逆行的言語シフト (reversing language shift) を国家主導で政策的に実施していった。具体的には、Mechkovskaya (2013:46) が指摘しているように、各共和国は独立以降、言語法の改定を通じて民族語普及のための具体的な法整備をそれぞれ進め、民族語に付与された「国家語」という法的地位の実質化を実現していったのである。Pavlenko (2008) は、こうした民族語への逆行的言語シフトが進むソ連崩壊後の旧ソ連各共和国の言語状況を比較し、程度の差はあれ、ほとんどの共和国において現在、ロシア語はその使用領域と機能を徐々に衰退させていることを指摘している (Pavlenko 2008:74-75)。しかし一方で、ベラルーシだけは「旧ソ連圏の国家の中で唯一、ロシアの外にありながらロシア語が支配的」であると其の例外性を指摘し、ベラルーシ語は「国家語」という法的地位にありながらも、もう一つの「国家語」であるロシア語と比べ実際の使用範囲が限定的である状況に言及している (Pavlenko 2008:60-61)。

## 2. 先行研究の状況

ベラルーシ語がその高い法的地位にも関わらず、実社会での使用範囲が狭く、普及度が低いことを指摘した記述は、Smolicz, Radzik (2004:517-518)、服部 (2004:20-21) をはじめ、現代ベラルーシの言語状況に関わる数多くの先行研究にみられる。また、こうした状況は広く国際的なレベルでも認知されており、ベラルーシ語はユネスコが発行する危機言語地図<sup>5)</sup>の最新版において「脆弱な言語」(vulnerable language)<sup>6)</sup> という評価付けで危機言語の一つとして掲載されている。ここでも「ベラルーシ語は独立国家の公的な言語であるにも拘わらず、広範なロシア語の使用を根拠に危うい状況 (vulnerable) にあるとみなされている」と、法的地位と実質的地位の乖離について指摘を受けている (Moseley 2010:25, 37)。

ただし、既存の研究や文献においては、ベラルーシ語が独立国家の公的な言語であるという事実のみを取り上げるに留まるものがほとんどであり、ベラルーシの国家語政策においてベラルーシ語及びロシア語の法的地位が具体的にどのように規定されてきたのか、両者の関係がいかにか定められてきたのかを言語関連法規の内容に踏み込んで詳しく検討した研究は、近年ではウクライナとベラルーシの言語法を比較考察した Mechkovskaya (2013) などが出ているが、まだ十分な蓄積があるとは言い難く、ソ連

邦崩壊と政治的独立から25年以上が経過しても、なお、ベラルーシにおいて「国家語」であるベラルーシ語の法的地位と実質的地位の乖離の解消が進展しないという問題の本質は十分に検討されていない。

### 3. 問題設定と研究方法

本研究が着目する言語の地位計画 (status planning) とは、特定の言語変種の機能やその社会的地位、他言語との関連などへの介入を指す言語政策の一側面であり(カルヴェ 2000:24)、実体計画 (corpus planning) 及び習得計画 (acquisition planning) と並んで言語政策の三要素の一つとされる。言語の実体計画及び習得計画がしばしば当該言語の法的地位を根拠に実施されることを考慮すると、言語政策の三要素の中でも言語の法的地位と直接関連する地位計画は、より政策実施に先立つ前提部分を担う要素であるといえる。また、当該言語が危機言語である場合、地位計画はその言語自体の保護や話者の言語権の保護の問題に対する諸施策立案に直接影響力をもつ。先に述べたように、ベラルーシ語が一種の危機言語の状態におかれている現在、ベラルーシの国家語政策における地位計画の問題は特に慎重に検討されねばならない問題であるといえる。

以上の問題意識と先に検討した先行研究の現状を踏まえ、本稿では、ベラルーシにおける国家語政策の実態を言語の地位計画の観点から検討する。具体的には、現在同国で「国家語」と定められているベラルーシ語とロシア語の法的地位について、その歴史的変遷と現状を同国の憲法、言語法等の法律文書の分析を基に整理し、現代ベラルーシ社会においてなぜ「国家語」という法的地位がベラルーシ語の実質的な地位と結びついていないのかについて明らかとするのが本稿の主なねらいである。また、それを踏まえた上で現代ベラルーシにおいてそもそもベラルーシ語を法的に保護することがなぜ困難さを伴うのかについても考察を行う。

## 4. ペレストロイカ期以前のベラルーシにおける言語の法的地位

### 4.1. ベラルーシ人民共和国によるベラルーシ語の国家語宣言

現在のベラルーシの領域でベラルーシ人自身による主体的かつ実質的な国家語政策が試みられるようになったのは20世紀に入ってからであるといつてよい<sup>7)</sup>。言語の法的地位に関する政策は、第一次世界大戦中の1918年3月25日にドイツ軍占領下のベラルーシにおいて独立を宣言したベラルーシ人民共和国が、独立宣言に続けてベラルーシ語を

「国家語」として宣言したのが最初である<sup>8)</sup>。ただし、政策の実施主体であるベラルーシ人民共和国は、赤軍がミンスクに侵攻した1919年1月に亡命政権と化してしまったためこの政策の影響力がベラルーシ全域に確かな実効力をもったと考えるのは難しいだろう。

#### 4.2. ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国憲法における言語の法的地位

1919年からベラルーシ地域にはソヴィエト政権下でベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国（以下、Byelorussian Soviet Socialist Republicの頭文字をとってBSSRとする）が設立された。BSSRでは1990年の言語法制定まで「国家語」という用語こそ正式に用いられなかったものの、数度にわたり改定された憲法において公的領域での言語使用に関する規定及び国民の母語使用権に関わる規定が盛り込まれた。その具体的な内容を整理すると第4表のようになる。

BSSR憲法に言語に関する規定が初めて現れたのは1927年採択の憲法においてである（以下、1927年憲法と呼ぶ）。1927年憲法では、まず第21条において、公的領域での使用言語に関し、「BSSRの国家・公的機関及び組織においてはベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語の完全な平等が確立される」と定められた<sup>9)</sup>。表現としては曖昧だが、一般にこの規定をもってベラルーシ語、ロシア語、ポーランド語、イディッシュ語の4言語が国家・公的機関での事実上の使用言語、即ち一種の国家語ないし公用語に相当するものとして定められたと見なされている<sup>10)</sup>。ただし、1927年憲法は4言語を完全に平等だと宣言しつつも、続く第22条では、ベラルーシ人が国内で多数派を占めることを理由に4言語の中でも特にベラルーシ語が国家・公的機関等でのコミュニケーションにおける優先言語として選ばれると定められている。これはKonan(1994:80)が指摘するように、「ベラルーシ国内におけるベラルーシ語の事実上の国家語性」を規定しようとした試みであったとみなせるだろう。

この1927年憲法において名目的に平等とされた4言語の関係が実際にはどのように想定されていたのかを明らかとする上で参考になるのが憲法に先立って1924年に中央執行委員会により発表された「民族政策実施の实践的諸施策についての決定」<sup>11)</sup>である。これは1920年代にベラルーシにおいて実施されたベラルーシ化政策<sup>12)</sup>と呼ばれる一連のベラルーシ語及びベラルーシ文化の振興政策の基本方針を詳細に述べた政策文書である。同文書では、後の1927年憲法においても述べられることとなるベラルーシ語の優先性、そして中央政府及び他の共和国との連絡を担うのはロシア語であることが定められている<sup>13)</sup>。ベラルーシ語とロシア語の2言語は、更に基本的な法律の発行言語とされ、公務員に運用能力が義務化される言語としても指定されている。一方、イディッシュ語

第4表 BSSR憲法における言語政策にかかわる内容

内容の分類		1927年憲法	1937年憲法	1978年憲法
公的領域での使用言語について	国家・公的機関および組織の言語	・ベラルーシ語(優先言語) ・イディッシュ語 ・ロシア語・ポーランド語 [第21条、第22条]	(言及なし)	(言及なし)
	法令の出版言語	・ベラルーシ語 ・イディッシュ語 ・ロシア語 ・ポーランド語 (重要な法令について) [第23条]	・ベラルーシ語 ・ロシア語 ・ポーランド語 ・イディッシュ語 [第25条]	・ベラルーシ語 ・ロシア語 [第103条]
	訴訟手続きの言語	(言及なし)	・ベラルーシ語 [第86条]	・ベラルーシ語 ・ロシア語 ・当該地域住民の大多数が身につけている言語 [第158条]
	国章の言語	国章における「万国の労働者、団結せよ!」という文言は、ベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語で表記される [第74条]	国章における「万国の労働者、団結せよ!」という文言は、ベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語で表記される [第119条]	国章における「万国の労働者、団結せよ!」という文言は、ベラルーシ語及びロシア語で表記される [第167条]
	母語によるソヴィエト	母語により活動するソヴィエトを組織する [第20条]	(言及なし)	(言及なし)
国民の母語の使用権について	母語の使用	大会、裁判、役所、社会生活において母語を自由に使用する権利 [第21条]	(言及なし)	母語とソ連邦の他民族の言語を使用する権利 [第34条]
	裁判における母語の使用	裁判において母語を自由に使用する権利 [第21条]	通訳を通じて訴訟手続きの全資料について知り、母語により法廷で発言する権利(訴訟手続きの言語を身につけていない者に対して) [第86条]	然るべき資料について完全に知り、訴訟手続きに通訳を介して参加し、法廷において母語で発言を行う権利(訴訟手続きの言語を身につけていない者に対して) [第158条]
	母語による教育	母語による学校教育(少数民族に対して) [第21条]	母語による学校教育 [第96条]	母語による学校教育 [第43条]

(BSSR憲法1927年版、1937年版、1978年版に基づき筆者作成)

とポーランド語は、公的機関の印章の表記ではベラルーシ語及びロシア語と合わせて必須とされているが、公務員に対しては必要の度合いに応じて補足的に身につけているべきとされるに留まっている。また、法律の発行言語として用いられるのも「必要な場合に」という但し書きが付されている。

つまり、1920年代のベラルーシの言語政策は、名目的にはベラルーシ語、ロシア語、ポーランド語、イディッシュ語の平等な4言語制を謳ってはいたものの、実質的にはベラルーシ語とロシア語を必須言語とする2言語制に近い体制の確立が想定されていたのであり、イディッシュ語とポーランド語については、必要に応じて補足的に要求される副次的な言語として位置づけられていたと分析できる。ただし、実際の言語政策、とりわけ教育分野においては4言語が具体的に使用言語として採用され、1924年に発表されたベラルーシ化政策の指針に従って4言語を教授言語とする学校が開設され、教員養成も行われた（Zaprudnik1993:80）。1917～1930年のベラルーシにおける教育分野の言語状況は以下の第5表の通りである。

第5表 BSSRの教育分野の言語状況（1917-1930年）

	教授言語	学校数	教員数	生徒数
四年制学校	ベラルーシ語	4,363校	6,153人	296,182人
	ロシア語	118校	289人	11,299人
	ポーランド語	129校	162人	6,159人
	イディッシュ語	146校	445人	11,212人
	ベラルーシ語とロシア語	362校	646人	29,746人
	その他	45校	76人	2,060人
	合計	5,163校	7,771人	356,658人
七年制学校	ベラルーシ語	176校	2,193人	66,563人
	ロシア語	18校	305人	7,910人
	ポーランド語	12校	145人	2,627人
	イディッシュ語	53校	733人	13,778人
	ベラルーシ語とロシア語	40校	600人	15,988人
	その他	9校	180人	4,078人
	合計	308校	4,156人	110,944人

（Zaprudnik(1993:81)によるH. Niamiha, “Education in Belorussia Before the Rout of ‘National Democracy’ :1917-1930,” Institute for the Study of the USSR, *Belorussian Review*, No.1 (Munich, 1955) , p.53の引用）

その後、1930年代になるとソ連全体がいわゆるスターリン体制と呼ばれる民族文化・言語の抑圧の時代を迎え、現地化政策が事実上頓挫し、ベラルーシにおいてもベラルーシ語・ベラルーシ文化の担い手であった知識人の多くが粛清の犠牲となった（Zaprudnik

1993:87)。憲法上の言語政策関連の内容も内容が縮減され、1937年に採択された憲法では、ベラルーシ語を含む4言語の公的領域での使用については、基本的に法律の発行言語に言及されるに留まるようになっている。ベラルーシ語については訴訟手続きの言語としても指定されたものの、1927年憲法にみられたようなベラルーシ語を含む4言語を国家・公的機関で広く使用言語と定める旨を述べた規定は1937年憲法にはみられない。1930年代は、こうしてソ連域内の諸民族の言語・文化の普及に暗にブレーキがかかっていくのと並行して、ソ連全体でロシア文化を新たにソ連邦諸民族統合の推進力とする方針がとられるようになっていった（マーチン2011:50-51）。中でも特に重要な施策であったのは、1938年3月に党中央委員会の決定によりソ連全域の非ロシア語学校においてロシア語学習の義務化が命じられたことであった（マーチン2011:549-553）。

第二次世界大戦後は、更に言語教育政策を通じてソ連全体でロシア語の実質的な地位の強化が進んだ。具体的には、1958年末にソ連最高会議にて「学校と実生活の関係強化及びソヴィエト連邦における国民教育システムの将来的発展についての法律」が採択され、ロシア語を教授言語とする学校における民族語の学習とロシア語以外の言語を教授言語とする学校におけるロシア語学習が共に生徒及びその親の意思に基づく選択制となったのである（Baršeūška 2004:153-154）。同法により、ベラルーシにおいては、実質的なベラルーシ語学習が軽視されるようになりその履修者は大きく減少した。また、ベラルーシ語を教授言語とする学校自体も数を減らし、1965年には国内に9827校あったベラルーシ語学校はソ連末期の1988年には3690校にまで減少した（Bulyka 1989:7）。戦後に採択された1978年の憲法をみても、やはり1927年憲法にみられたような国家・公的機関全般での民族語の使用について触れた規定はみられないままであった。1978年憲法においては、法令の発行言語ならびに訴訟手続きの言語への言及は1937年憲法に引き続きみられるものの、ポーランド語とイディッシュ語は姿を消し、条文内で言及されるのはベラルーシ語とロシア語の2言語のみとなっている<sup>14)</sup>。

以上にみてきたように、ソ連時代のベラルーシにおける言語の地位計画では、まず1920年代にベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語の4言語を名目的な公的言語と定めつつ、ベラルーシ語に事実上の「国家語」、ロシア語には事実上の民族間交流語の役割を与える、2言語を主軸とした体制の確立が進められた。1937年憲法では4言語の名目的な公的言語の地位は部分的に引き継がれたが、明示されるその適用領域は縮小した。戦後、ロシア語の実質的な地位の強化が進められる中で採択された1978年憲法では、使用言語が明示される領域は1937年憲法同様に縮小されたままに、イディッシュ語とポーランド語への言及がみられなくなり、名実共にベラルーシ語とロ



シア語の2言語を公的領域での使用言語とする体制へと収束していったとまとめられるだろう。

以上を踏まえると、ペレストロイカ期以前のベラルーシにおける言語の地位計画は、1920年代に比較的広範な社会領域を見込んだ政策が実施されたものの、1930年以降は法律上使用言語が明記される領域は縮小された状態で維持されたことがわかる。また、ペレストロイカ期以降、そして独立後のベラルーシの言語政策の基礎となってきたベラルーシ語とロシア語の法的地位のルーツ、2言語による国家体制の原型は既に1920年代の地位計画にみられることが明らかとなった。

## 5. ペレストロイカ期以降のベラルーシにおける言語の法的地位

### 5.1. 1990年言語法の採択：ベラルーシ語の国家語化<sup>15)</sup>

1980年代後半、旧ソ連圏の各構成共和国では、ペレストロイカとグラスノスチ政策の中で知識人層を中心に基幹民族の民族語の保護をめぐる問題が活発に議論されるようになっていた。民族語をめぐる問題についてはソ連共産党指導部のレベルでも様々な議論があったものの、明確な統一方針が中々示されないうちに、各共和国が独自に「国家語」の法制化に着手していくこととなった（塩川2004:197）。

基幹民族の民族語を「国家語」として規定する言語法の採択は、1989年1月18日のエストニアを皮切りに、1月25日にはリトアニア、5月5日にはラトヴィアと、バルト三国が先導する形で進んでいった<sup>16)</sup>。国境を接するバルト地域での相次ぐ言語法採択の中、ベラルーシにおいてもベラルーシ語を「国家語」として法制化する必要性について議論が高まり、1989年6月27日にはベラルーシ語の復興や普及を目的とする民間団体、フランツィスク・スカリナ記念ベラルーシ語協会が創設された。ベラルーシ語協会はその創立大会でBSSR最高会議あてに請願書を出し、ベラルーシ語に早急に共和国国家語の地位を付与することを求めた（Tavarystva bielaruskaj movy 2009:5）。

7月には、BSSR最高会議にて言語法策定が正式決定され、最高会議議員、言語学者、作家、歴史学者、法学者などから構成される法案作成のための専門委員会<sup>17)</sup>が発足した。専門委員会の最初の会合では、法律の要となるベラルーシ語及びロシア語の法的地位が話し合われた。特にベラルーシ語を「国家語」と定めるのと併せて、ロシア語の法的地位をいかに設定するか、具体的にはロシア語を「民族間交流語」とするかベラルーシ語と同じく「国家語」とするかをめぐり委員会内では激しい議論が交わされた（Hilievič 2007）。

ベラルーシ国内でベラルーシ語の国家語化をめぐる議論が進められる中、ソ連邦の中でもバルト三国に続いてタジキスタンが7月22日に、モルドヴァが9月1日にそれぞれ民族語を「国家語」とする言語法を採択していった。9月半ばを過ぎると、各共和国での言語法採択への動きにやや遅れる形で、ようやくソ連中央政府でもゴルバチョフ書記長がこの基幹民族語の国家語化に関して言及し、9月19日のソ連共産党中央委員会総会にて、ソ連邦各共和国の基幹民族は自身の言語を「国家語」として法的に保護発展する絶対的な権利をもっていると述べた (Gorbachov 1989:38)。その後、9月から10月にかけてカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、ウクライナが相次いで言語法を制定していき、民族語を「国家語」として定める言語法をもたないソ連邦構成共和国はベラルーシとトルクメニスタンを残すのみとなった<sup>18)</sup>。

ベラルーシでは先の法案作成のための専門委員会の会合にて、作家であり最高会議議員のN.ヒレヴィチを長として言語法法案作成の作業委員会が組織され、具体的な法案の作成が進められていた。11月には、議論の末にベラルーシ語を「国家語」、ロシア語を「民族間交流語」と定めることとなった言語法法案が、最高会議の3つの常設委員会(教育文化委員会、民族問題委員会、立法判断委員会)にて承認された。そして、翌1990年1月26日の最高会議定例会議において、同法案は賛成多数で採択され、ベラルーシ語は正式にBSSRの「国家語」の地位を与えられ、ロシア語は「民族間交流語」<sup>19)</sup>と定められたのである。

ただし、採択された言語法には、一部に、内容の矛盾とはいかないまでも曖昧な規定が含まれており、特に教育分野での使用言語を定めた第22条～第24条に対しては法案採択直後の議場で批判が投げかけられる事態となった。即ち、採択された言語法では第22条で国民にベラルーシ語とロシア語のいずれかで教育を受ける権利を保障するとしながら、続く第23条、第24条においては就学前教育と普通学校教育での教授言語としてベラルーシ語にしか言及がなく、この点を問題視する声の一部の議員から上がったのである。これらの議員たちからは、国民が自ら教授言語を選択できるよう定める内容を追加すべきとの提案がなされ、ついにはその場でこの新たな提案の採否について追加投票が実施される事態となった。投票の結果、追加内容に賛成票が多く集まりかけたが、この状況に危機感を抱いた法案作成作業委員会委員長のN.ヒレヴィチがその場を制し、結局、提案された内容の追加に関する投票は無効化され事態は一旦収束した (Hiliević 2007)。しかし「教育分野における教授言語の選択の自由」は、その後展開されていった1990年言語法の妥当性をめぐる議論の焦点の一つとなっていった。

## 5.2. 1990年言語法の内容：ベラルーシ語とロシア語の法的地位

1989年から1990年にかけてベラルーシを含むソ連構成共和国で相次いで採用された言語法は、国毎に個別に定められていったがその内容には共通する特徴がみられる。塩川（2004:199）はその共通する大まかな特徴として、①基幹民族の言語を保護するためにそれを「国家語」と規定していること、②どの共和国内でも多民族的であったため国内の少数民族（非基幹民族）の言語権に配慮した内容であったこと、③全連邦的なコミュニケーションに必要な言語としてロシア語にも一定の地位を保障したこと（ベラルーシの場合は「民族間交流語」）の3点をあげている。ベラルーシにおける1990年言語法は正にこの3点の特徴をもつ典型的な言語法であった。

ベラルーシの1990年言語法の構成に関しては、史上初めて国内での言語使用の領域を網羅的に見込んだものであったが、Mechkovskaya（2013:36）が指摘するように、一方で、明らかに1989年10月に採択されたウクライナにおける言語法を模倣したものであった。実際にウクライナの1989年言語法とベラルーシの1990年言語法の構成を比較すると以下の第6表に示すように、ほぼ一対一の対応を見出せるほどに酷似していることがわかる。

第6表 ウクライナの1989年言語法とベラルーシの1990年言語法の比較

ウクライナ言語法（1989年）		ベラルーシ言語法（1990年）	
前文		前文	
第1章 総則		第1章 総則	
1	USSR <sup>20)</sup> における諸言語に関する法律の課題	1	BSSRにおける諸言語に関する法律の目的
2	USSRの国家語	2	BSSRにおける国家語、その他の言語
3	USSRにおける他の民族の言語		
4	民族間交流語		
5	国民が任意の言語を使用する権利	3	国民が自民族の言語を使用する権利
6	公共機関、公共組織に勤務する個人の言語運用能力義務	4	国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織に勤務する個人及び他の職員のベラルーシ語・ロシア語の運用能力義務
7	言語に関する資料と文献の保全	（該当する条文なし）	
8	言語の保護	5	言語の保護
9	USSRにおける諸言語に関する法律の執行のための組織と監督局	6	BSSRにおける諸言語に関する法律の執行組織
<b>第2章 国家機関、党機関、社会組織、企業、公共機関、公共組織の言語</b>		<b>第2章 国家機関、党機関、企業、公共機関、社会組織の言語</b>	
10	国家権力機関と国政機関の決定に関する言語	7	国家権力機関と国政機関の決定に関する言語
11	業務、事務処理及び文書の言語	8	事務処理及び文書の言語

12	共和国及び地方行政の機関と連邦組織及び他の連邦共和国の組織との相互やり取りの言語	9	共和国及び地方行政の機関と連邦組織及び他の連邦共和国の組織との相互やり取りの言語
13	専門文書及び企画文書の言語	10	専門文書及び企画文書の言語
14	USSR国民の身分を証明する書類の言語	11	BSSR国民の身分証明書の言語
15	大会、会議、その他のフォーラムの言語	12	大会、会議、その他のフォーラムの言語
16	人民代議員の選挙における文書の言語	13	人民代議員の選挙における文書の言語
17	サービス分野の言語	14	サービス分野の言語
18	訴訟手続きの言語	15	訴訟手続きの言語
19	行政上の法律違反に関する処理の執行言語	16	行政上の法律違反に関する処理の執行言語
20	公証人役場の言語	17	公証人役場の言語
21	調停作業の言語	18	調停業務の執行言語
22	検察機関の言語	19	検察機関の言語
23	法律相談の言語	20	法律相談の言語
24	国際条約と国際協定の言語	21	国際条約と国際協定の言語
<b>第3章 教育、学術、情報科学、文化の言語</b>		<b>第3章 教育、学術、文化の言語</b>	
25	養育と教育の言語	22	民族語による養育と教育を受ける権利
26	就学前児童教育機関の養育言語	23	就学前児童教育機関の養育言語
27	普通教育学校における教育と養育の言語	24	普通教育学校における教育と養育の言語
28	職業技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育の言語	25	職業技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育の言語
29	言語についての入学試験	26	言語についての入学試験
30	学術分野における言語	27	学術分野における言語
31	情報科学の言語	(該当する条文なし)	
32	文化分野における言語	28	文化分野における言語
<b>第4章 情報と通信における言語</b>		<b>第4章 情報と通信における言語</b>	
33	大衆情報メディアの言語	29	大衆情報メディアの言語
34	郵便・電信事業の言語	30	郵便・電信事業の言語
35	掲示物及び報道の言語	31	掲示物及び報道の言語
36	商品標識の言語	32	商品標識の言語
<b>第5章 名称の言語</b>		<b>第5章 名称の言語</b>	
37	国家機関、党機関・組織、社会機関・組織の名称の言語	33	国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織の名称の言語
38	地名及び地図出版物における言語	34	地名及び地図出版物における言語
39	個人名の言語	35	個人名の言語
<b>第6章 USSRの域外に暮らすウクライナ人たちの民族文化の発展に対する支援</b>		<b>第6章 BSSRの域外に暮らすベラルーシ人たちの民族文化の発展に対する支援</b>	
40	USSRの域外に暮らすウクライナ人たちの民族文化の発展に対する支援	36	BSSRの域外に暮らすベラルーシ人たちの民族文化の発展に対する支援

(「USSRにおける諸言語について」(1989年)及び「BSSRにおける諸言語について」(1990年)を元に筆者作成)

言語法の構成に続いて法律の内容を検討する。1990年の言語法の特徴としてまず、各条項に先立ち前文がおかれ、そこで当該言語法が、衰退しつつあるベラルーシ語を国家語化し保護することを主たる目的としていることが述べられていることが指摘できる。続く各条項では、ベラルーシ語を唯一の「国家語」、ロシア語を「民族間交流語」と定め、そのベラルーシ語とロシア語の法的地位をベラルーシ国内の社会生活の中に具体的に実現すべく、国内のあらゆる領域での言語使用を細かく定めている。

ただし、実際の条文内容を一つ一つ丁寧に検討していくと、以下の第7表に示すように、ベラルーシ語を唯一の「国家語」とはしつつも、規定によってベラルーシ語の「国家語」としての優先度に差がみられ、「民族間交流語」とされたロシア語が事実上ベラルーシ語と互角の扱いを受けている分野も少なくないことがわかった。即ち、1990年言語法でベラルーシ語に与えられた「国家語」という法的地位は、唯一の「国家語」であるベラルーシ語以外の言語の使用を許容しないという排他的な性格のものではなく「民族間交流語」とされたロシア語やその他の言語の使用を許容するものであったことが指摘

第7表 1990年言語法の各規定における国家語と民族間交流語の扱いのパターン

<b>ベラルーシ語 1 言語を使用言語とするという規定</b>
例) BSSRにおける、国家機関、党機関、公共機関、公共組織の事務処理および文書の言語はベラルーシ語である。(「第8条 事務処理及び文書の言語」1段落目)
<b>ベラルーシ語 1 言語を使用言語とするが、条件付きでベラルーシ語と共にロシア語や他の民族語を併用することを認めている規定</b>
例) BSSRにおける国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織の印刷物、公印、公的な記入用紙における文章はベラルーシ語とする。必要な場合はベラルーシ語とロシア語、あるいはベラルーシ語とその他の言語によるものとする。(「第7条 国家権力機関と国政機関の決定に関する言語」3段落目)
<b>ベラルーシ語 1 言語を使用言語とするが、条件付きでロシア語や他の民族語をベラルーシ語の代わりに使用することを認めている規定</b>
例) BSSRの省及びその管下官庁、国家権力と国政の地方組織における決定はベラルーシ語によって、採択され、出版される。必要な場合は当該地域あるいはそれ以外の地域の多数を占める住民の民族語によって採択・出版される。(「第7条 国家権力機関と国政機関の決定に関する言語」2段落目)
<b>ベラルーシ語、ロシア語、その他の民族語のいずれかを状況に応じて自由に選択できると定めている規定</b>
例) BSSRにおける専門文書及び企画文書はベラルーシ語あるいはロシア語により準備される。その文書の目的によってはその他の言語による。(「第10条 専門文書及び企画文書の言語」)
<b>ベラルーシ語以外の言語が使用言語とされる規定</b>
例) ロシア語が、共和国及び地方行政の、党機関、企業、公共機関、公共組織、国家機関、党機関、公共機関、公共組織と連邦組織との相互のやり取りの言語である。また、ロシア語あるいは当事者らにとって適当なその他の言語が他の連邦共和国の組織、企業、公共機関、公共組織との相互のやり取りの言語である。(「第9条 共和国及び地方行政の機関と連邦組織及び他の連邦共和国の組織との相互やり取りの言語」)

(BSSRにおける諸言語について) (1990年) を元に筆者作成)

できる。

これに加えて、1990年言語法は使用言語についての規定は存在するものの、それに違反した場合の罰則がみられないこと、公務員にベラルーシ語とロシア語の2言語の習得を義務づけるも、これまで言語能力に関する資格審査等は実施されていないこと(Zaprudski 2002:103)も指摘しておかねばならないだろう。Mechkovskaya (2013:36)は、ベラルーシの1990年言語法に限らず、そもそも1989年～1990年に旧ソ連諸国で採用された一連の言語法には法律の不履行や違反に対する責任についての規定が含まれていなかったと指摘した上で、その理由について、これらの言語法は民族語に「国家語」の地位を与え、言語の社会的意義の向上と発展を促進するという国家の意思を表明した宣言的なものに過ぎなかったためであるとしている。ベラルーシの言語法は、第6表にみたように、言語法そのものの構成が数ヶ月先行して採択されたウクライナの言語法のほぼ模倣であったことを考慮すると、ベラルーシ語に「国家語」という地位を与えはしたものの、その地位の実質化を支える言語法の内容は明らかに急ごしらえでベラルーシ独自の言語状況を十分に考慮して議論を尽くしたのものとは言い難く特に宣言的な性格が顕著

第8表 教授言語別にみた普通中等教育における生徒数の割合の推移 (1990-1995年)

教授言語	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
ベラルーシ語	20.8%	23.0%	28.2%	34.1%	40.5%	34.8%
ロシア語	79.2%	77.0%	71.8%	65.9%	59.4%	65.2%

(数値は全体数に占める割合を表す)  
(以下の統計資料を参照し筆者作成：統計資料 [7]: 20)

第9表 出版分野におけるベラルーシ語使用状況の推移 (1990-1995年)

	ベラルーシ語による出版物の発行点数 (単位：点)					
	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
本/冊子	435 (15.4%)	425 (17.5%)	550 (23.3%)	787 (26.9%)	795 (23.8%)	661 (20.6%)
雑誌	36 (27.9%)	40 (29.0%)	45 (29.0%)	66 (33.3%)	81 (37.7%)	77 (34.2%)
新聞	135 (60.3%)	158 (56.0%)	183 (52.6%)	188 (53.6%)	196 (46.2%)	210 (42.5%)

	ベラルーシ語による出版物の発行部数 (単位：100万部)					
	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
本/冊子	9.3 (16.9%)	10.0 (18.9%)	12.3 (17.1%)	18.4 (18.7%)	17.0 (21.1%)	12.5 (19.9%)
雑誌	33.3 (61.6%)	16.2 (47.0%)	15.4 (48.6%)	11.3 (49.6%)	8.2 (45.3%)	5.7 (49.6%)
新聞	312 (31.7%)	301 (37.5%)	284 (41.5%)	321 (52.5%)	381 (53.1%)	322 (53.6%)

(括弧内は発行点数・発行部数全体に占める割合を表す)  
(以下の統計資料を参照し筆者作成：統計資料 [8]: 136)

であったといえる。

とはいえ、1990年言語法がベラルーシ語の社会への普及にいかなる貢献もしなかったのかというと、実際にはそうではなく、Mechkovskaya (2013:42) は、1990年代前半にはベラルーシ語による教育が幼稚園、学校、高等教育（非人文系学部も含む）において広く拡大し、何千という教師や職員が就業時間の中で無償のベラルーシ語講座で学び、ベラルーシ語で自由に話せることを志す高位官僚が現れるなどしたと指摘している。また、ベラルーシ語の使用は視覚情報分野、事務手続き、業務文書、出版物、放送・印刷メディアにおいても増したことに触れている (Mechkovskaya 2013:42)。第8表、第9表にみるように、90年代前半のベラルーシ語使用の普及は教育分野、出版分野に関する統計データにおいても確かにある程度確認できる。ただし、ベラルーシ語使用は確かに増加もみられるものの、全体に占める割合ではロシア語使用を大きく上まわってはいない。また出版分野に関しては、発行点数という点ではベラルーシ語使用が多少増加しているが、発行部数を全体に占める割合でみると、ほぼ横ばいで大きな変化はみられない。

## 6. 独立後のベラルーシにおける言語の法的地位

### 6.1. 1990年言語法への批判

ベラルーシ語を唯一の「国家語」とする言語法が採択されたペレストロイカ末期のベラルーシは、Bulyka (1989:6) が指摘するように、社会、行政、産業などあらゆる領域において作業言語としてのロシア語の独占的な優位性が既に確立されていた。また、当時のベラルーシ人社会のエリート層の大部分を占めていたのはベラルーシ語・ベラルーシ文化の必要性とは無縁のロシア文化を身につけた住民層であり、彼らを中心としてベラルーシ語を唯一の「国家語」と定めた1990年言語法への抗議の声が上がった (Zaprudski 2002:99)。特に1991年7月の独立以降は、ベラルーシでは新憲法の準備に伴って、1990年言語法の内容修正の必要性について議論が起り、ロシア語に対して「国家語」の地位を付与すべきか否かと両親が子供の教育言語を自由に選択する権利をいかにして保障するかをめぐる激しい議論となったのである (Zaprudski 2002:101)。

また、ベラルーシ語とロシア語をめぐる国家語政策の議論と合わせて無視できないのが、言語問題が盛んに議論された1990年代前半のベラルーシの社会背景である。当時のベラルーシ社会は、言語問題のみならず連崩壊後の経済的低迷と政治的不安定という側面においても混乱期にあった。こうした中、官僚や政治家たちの多くは1990年言語法の実現に向けて積極的に行動することに意義を見出していなかったのである

(Zaprudski 2002:102)。このような社会背景のもと、1994年の新憲法採択の際には、国会憲法委員会がベラルーシ語を唯一の「国家語」として定める条項を新憲法から完全に除くことを試みようとするほどであった。しかし、最高会議文化歴史遺産委員会からの猛抗議にあい、1994年3月に採択された新憲法においては、ベラルーシ語の唯一の「国家語」としての地位が辛うじて明記されることとなった (Zaprudski 2002:102)。

新憲法が採択された1994年の7月、ベラルーシ共和国初代大統領に強力な親ロシア路線を掲げるアレクサンドル・ルカシェンコ氏が就任すると、ベラルーシの国家語政策は転換点を迎えることとなった。ルカシェンコ大統領は「全てのベラルーシ共和国国民に、それぞれが養育を受けてきた言語で話し、考える現実的な可能性を保障すべきである」という主張を展開し、憲法においてロシア語に「国家語」の地位を付与することを提案したのである (Zaprudski 2002:104)。これを機に国内では徐々にロシア語を支持する世論が支配的になっていった。1994年の9～10月にはベラルーシ語による教育に反対する親たちによりストライキが展開された他、言語問題に関する質問項目を含む国民投票の実施案がロシア語の国家語化を支持する市民グループから提出された。この案はいくつかの国会委員会と法務省によって検討されたものの、ベラルーシの民族文化と言語の国家的保障に対する国民の権利を侵す内容の質問を国民投票において行うことは法律により禁止されていたことから結局退けられた (Zaprudski 2002:104)。

## 6.2. 1995年の国民投票：ロシア語の国家語化

ベラルーシ語による教育への批判的風潮とロシア語の国家語化を要求する世論の高まりを後盾に、1995年2月、ルカシェンコ大統領はベラルーシ語の国家語性を問う国民投票を実施する意向を正式に表明した。4月になると更に言語に関する質問項目を含む国民投票案を大統領自ら共和国最高会議に提案したが、国会委員会による検討の結果一旦退けられた。すると、ルカシェンコ大統領は最高会議の承認なしに国民投票を実行すると議事を牽制、これに反発する20人を超える議員が国会会議場で断食ストライキの実行を表明し居座る事態となった。しかしそれらの議員たちはその日の夜には国会の建物外へ大統領命令により武力で強制退去させられる結果となり、強権的なやり方で実行手続に入った国民投票は1995年5月14日について実施されることとなった (Zaprudski 2002:105)。

国民投票は4つの質問から成り、その一つ目の質問が「あなたはロシア語に対してベラルーシ語と同じ地位を付与することに賛成か」という内容であった。公式発表<sup>21)</sup>によれば、この国民投票に参加したのは全有権者の64.8%であり、そのうちの88.3%がこ



のロシア語の国家語化に賛成票を投じた<sup>22)</sup>。この国民投票自体は、ベラルーシ共和国の国民投票に関する法律、ベラルーシ共和国憲法の国民投票にかかる規定等に照らして違法であったとされているが（Zaprudski 2002:106）、投票結果が覆されることはなく、1996年に新たに改定されたベラルーシ共和国憲法では、第17条に「ベラルーシ共和国の国家語はベラルーシ語とロシア語である」という規定が盛り込まれることとなった。併せて言語法も見直しが行われ、新たな言語法はベラルーシ語とロシア語の二つの「国家語」を前提とする内容に全面的に改定がなされ、1998年に採択された<sup>23)</sup>。

### 6.3. ベラルーシ語とロシア語の二言語体制の実態

#### 6.3.1. 1998年言語法にみる二言語体制

1998年言語法は、まず構成という点では基本的に1990年言語法が踏襲されているが、ベラルーシ語の保護の必要性を訴える前文は削除されてしまっている。また、「民族間交流語」であったロシア語が「国家語」の地位を与えられたのに伴い、「民族間交流語」という概念も姿を消している。即ち、ベラルーシにおいては1998年の言語法をもって「国家語」が言語の法的地位としては国内で唯一にして最も高い地位となった。

法律の内容については、1990年言語法にみられたようなベラルーシ語を優先的な使用言語と指定する規定はほぼみられなくなっている。1998年言語法の各規定における二つの「国家語」（ベラルーシ語とロシア語）の扱いをまとめると以下の通りである。

第10表 1998年言語法の各規定における二つの国家語の扱いのパターン

<b>ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）を使用言語とする規定</b>
例）ベラルーシ共和国における、国家機関、地方行政機関および地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の事務処理および文書の言語はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）である。（「第8条 事務処理及び文書の言語」1段落目）
<b>ベラルーシ語あるいはロシア語を使用言語とする規定</b>
例）ベラルーシ共和国において、訴訟手続きはベラルーシ語あるいはロシア語によって行われる。（「第14条 訴訟手続きの言語」1段落目）
<b>ベラルーシ語とロシア語の両方を必須言語とするという規定</b>
例）国家機関、地方行政機関および地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の指導者及び他の労働者は、自らの職務上必要な範囲でベラルーシ語とロシア語の運用能力を身につけていなければならない。（「第4条 国家機関、地方行政機関および地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟における指導者及び他の労働者のベラルーシ語とロシア語の運用能力義務」）
<b>状況に応じて任意の言語を選ぶとする規定</b>
例）他の国家の検察庁、検察機関とのコミュニケーションにおいては、当事者にとって妥当な言語を使用する。（「第17条 検察機関の言語」2段落目）

## ベラルーシ語のみに言及のある規定（例にあげた1例のみ）

例) ベラルーシ共和国の全ての教育機関においては当該教育機関の特質に関わらずベラルーシ語が学習されることとする。(「第24条 職業技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育と養育の言語」2段落目)

(ベラルーシ共和国における諸言語について(1998年)を元に筆者作成)

1998年言語法は、第2条でベラルーシ語とロシア語を同等に「国家語」とであると宣言し、国家は国民の生活のあらゆる領域においてベラルーシ語とロシア語が全面的に発展し機能することを保障すると述べている。しかし、実際に1998年言語法の大半を占めているのは、表中の「ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）を使用言語とする規定」、及び「ベラルーシ語あるいはロシア語を使用言語とする規定」である。即ち、1998年言語法はベラルーシ語の不使用を公的に許し得る規定が大半を占め、ロシア語と比べ相対的に威信の低いベラルーシ語が社会で機能する上では不利な内容となっている。また、法律に違反した際の罰則規定は1990年言語法に引き継ぎみられない。

このように、1998年言語法におけるベラルーシ語の「国家語」としての法的地位は、1990年言語法よりも更に名目的なものとなっており、その地位は極度に形骸化してしまっている。改めて1990年の言語法と比較してみると、1990年の言語法におけるベラルーシ語の「国家語」としての地位は、ロシア語やその他の言語の使用の可能性に大いに配慮しつつも、それでもまだ、衰退しているベラルーシ語の使用を将来的に国家のあらゆる公的領域に拡大することを目指したものであり、言い換えれば、ベラルーシ語の実質的な地位と法的な地位の乖離を漸次的に是正していくことを意図して設定されたものであったとみることもできた。しかし、1998年言語法におけるベラルーシ語の「国家語」という法的地位は、同じ「国家語」という名のもとに定められた地位ではあるものの、ベラルーシ語の実質的な地位と法的な地位の乖離を漸次的に是正していくという意図はみられない。それどころか、1998年言語法がベラルーシ語の社会における不使用、即ちベラルーシ語の実質的な地位の低さを事実上合法化してしまっているという事実を隠蔽しているに過ぎないように見て取れる。

## 6.3.2. 2005年以降の言語法

1998年にベラルーシ語とロシア語の二言語体制へと変更が加えられた言語法は、その後更に2005年、2007年、2009年、2010年、2011年、2012年、2013年と度々小規模な改定が行われ現在に至る。しかし、それらの改定の内容はいずれも、ベラルーシ語の実質的地位と法的地位の乖離を積極的に是正していくというよりは、いかにベラルーシ語

の社会への不在を合法化するかという点で行われている印象が否めない。例えば2007年の第29条の改定、及び2013年の第29条の改定では、いかなる場合に掲示物や広告において「国家語」の使用義務を免れ得るかについて詳細が追加されている他、2008年には第23条で、障害者が「国家語」の学習のうち一方を免れ得ること、更に2012年の第22条と第23条では外国人も「国家語」の学習を免れる旨が追加されている。これらはいずれも、ロシア語が優勢な現在のベラルーシの言語状況を考慮するならば、事実上ベラルーシ語の不使用を合法化するという意図が背景にあったとみることが妥当であろう。

## 7. おわりに：ベラルーシにおいてベラルーシ語を法的に保護することの困難さ

以上、言語関連法規の分析を通してソ連時代から現代に至るまでのベラルーシの国家語政策に関し、ベラルーシ語のもつ「国家語」という高い法的地位がなぜベラルーシ語の実質的な普及と結びついていないかについて検討してきた。法律文書の分析からは、ベラルーシ語の「国家語」としての法的地位は既にソ連時代初めからその原型が形作られてきたこと、1990年から正式にベラルーシ語に付与された「国家語」という法的地位はそもそも象徴的な意義の強いものがあったことが明らかとなった。また、1996年のロシア語の国家語化を経た現在のベラルーシ語の「国家語」としての地位は、その地位を支えるべき言語法がベラルーシ語の不使用を公に認める規定を多く含んでいることから、極度に形骸化してしまっている実態が浮き彫りとなった。

しかし、本稿の最初に確認したように現在のベラルーシでは国民の大半が実質的にロシア語を日常使用言語としている状況にあり、「国家語」の一つであるベラルーシ語の使用を法律により厳格に義務化することは、憲法が彼らに保障する母語を使用する権利及び教育言語を選ぶ権利（ベラルーシ共和国憲法、第50条）との衝突を招き、現状では難しいと言わざるを得ない。

こうしたベラルーシ語を現代ベラルーシにおいて法的に保護することの困難さは、恐らく広く危機言語一般を法的に保護する上での難しさと共通する問題でもある。危機言語の保護の問題を考えると、そこには必ず、①文化財としての当該言語の保護、②当該言語を使用する話者の権利（言語権）の保護という二つの問題が含まれる<sup>24)</sup>。①は個人の自由な言語選択を制限する可能性をもち、②は個人が文化財として保護すべき危機言語よりも自身の利益になる大言語の使用を望む可能性をもつことから、両問題は一定の緊張関係にある。ベラルーシ語を法的に保護することの困難さは、正に、文化財とし

でのベラルーシ語の保護の問題とロシア語の使用を望む話者の権利（言語権）の保護の問題の恒常的な緊張関係がその背景にあるといえる。

ただし、今日のベラルーシでは、社会生活においてベラルーシ語の使用を積極的に望む人々も一定数存在する。しかし、彼らのほとんどが既に優勢言語であるロシア語とのバイリンガルであるため（それは彼ら自身が望んだというよりは社会的にそう条件付けられたといえるが）、彼らの言語権の保障の問題は、社会生活の維持に関わる切実な人権問題としてよりは人間の尊厳の保護という性格を帯び、その解決の緊急性を国内で主張しにくくなってしまっている。

このように、政策的なベラルーシ語の保護が事実上行き詰まっている中で、今後ベラルーシの状況を打破する鍵となるのは、恐らく個人間のコミュニケーションといった私的領域でのベラルーシ語使用の普及であろう。近年ではロシア語使用の優勢な都市部でも若者を中心にベラルーシ語使用を再評価する動きがあり、2013年頃からいくつかのベラルーシ語の市民講座が首都ミンスクを中心に活発に活動している。こうした若い世代を中心とするベラルーシ語への再評価、再習得の動きが家庭などの私的領域を通じて世代を超えて普及していくかは今後のベラルーシ語の実社会での地位の向上と法的地位の実質化と深く関わっており、今後大きく注目される動向である。

## 注

- 1) status planningの訳。席次計画と訳される場合もあるが本稿では地位計画で統一する。
- 2) ベラルーシ語で *dziaržaŭnaja mova*、ロシア語で *gosudarstvennyy yazyk*。
- 3) ここにあげた「母語」「家庭言語」「第二言語」に関するデータはいずれも原則自己回答に基づく。なお、国民の実際の日常使用言語の状況を示すとみなせるのは「家庭言語」の項目である。「母語」に関しては、渋谷（2007）などで詳しく検討されているように、旧ソ連圏では伝統的に自身の民族的帰属に即した言語をあげる傾向が強いため、日常使用言語の状況ではなく民族アイデンティティと言語の関連付けに対する意識を示したものであるとみるのが適切である。
- 4) Mechkovskaya（2013:38）は、1989～1990年に旧ソ連各共和国で採択された言語法そのものも、バルト三国のものを除き、どれもロシア語の使用領域や機能の制限に関して極めて決断力に欠ける内容であったことを指摘している。
- 5) ユネスコによる危機言語地図は、現在までに1996年版（Wurme 1996）、2001年版（Wurme 2001）、2010年版（Moseley 2010）の合計3つの版が出版されている。ベ

ラルーシ語は2001年版で初めて危機言語の一つとして掲載された。

- 6) この「脆弱な言語」という評価自体は、ユネスコの定める言語の危機度の評価付けの中では最も危機度の軽いものである。
- 7) ベラルーシ地域における国家語政策に関しては、しばしば、16世紀半ばに定められたリトアニア大公国法典における行政文書での使用言語についての言及がその先駆けとしてあげられる（例えばVeshtort, Mel'nikova 1999:168など）。しかし、この時代にみられる特定の言語を行政言語として定める試みは、あくまで行政上の便宜を満たすという範囲に留まるもので、政府が国民に対してその言語を体系的に普及するといった19世紀以降に盛んとなった自覚的な国家語政策とは異なったものであったとみるべきであろう。
- 8) 1918年4月3日付けの新聞記事として、「ベラルーシ語は国家語である」という見出しのもと、「ベラルーシ人民共和国人民書記局は、ベラルーシ語の国家語化及び共和国の必須言語化の宣言についての決定を採択した。ベラルーシにおける民族的少数派は国家機関との公的なやり取りの際に自身の言語を使用することが許される。全ての法律、政府機関の文書及び書簡は国家語たるベラルーシ語にて行われなければならない」という内容がみられる（Belarusian Institute of Arts and Science, Belarusian Literary Association 1998:74）。
- 9) この4言語が最初に公的な言語として言及されたのは、1920年に発表されたBSSR独立宣言においてであり（1920年8月1日付BSSR独立宣言）、より具体的な言語政策の指針は1924年に中央執行委員会により発表された「民族政策実施の実践的諸施策についての決定」において定められた。なお、ベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語の4言語が選ばれたのは、当時のベラルーシにおける民族構成が関連している。1926年の全ソ連国勢調査によれば、当時のベラルーシの民族構成はベラルーシ人80.6%、ユダヤ人8.2%、ロシア人7.7%、ポーランド人2.0%であった。このうち特にユダヤ人は都市部に多く居住しており、当時のベラルーシの都市住民の民族構成は、ベラルーシ人39.3%、ロシア人15.6%、ポーランド人2.3%に対しユダヤ人は40.1%を占めていた（統計資料[1]:98-103）。
- 10) 先行研究の中には、Mechkovskaya（2013:36）のように「1920年代のベラルーシでは4つの国家語が存在した」とあたかも当時の法律文書で4言語が明示的に国家語と指定されたかのような言及を行っているものがみられる。しかし、ここに指摘したように法律原文の表現は至極曖昧であり、また「国家語」という用語も直接使用されていない。

- 11) 正式名称は「BSSR中央執行委員会第二会期決定：民族政策実施の実践的諸施策について」。
- 12) ベラルーシにおいて1920年代に実施された現地化政策。現地化政策とは、1920年代にソ連各地で実施された民族語の普及と民族エリートの登用の二つを柱にした民族政策で、ソヴィエト権力を身近で民衆に根ざした分かりやすいものであると思わせることを目的としていた（マーチン2011:31-32）。
- 13) これは事実上、ペレストロイカ末期に採択された旧ソ連諸国の言語法の多くでロシア語に与えられた「民族間交流語」に相当するものであるとみなし得る。
- 14) ただし、訴訟手続きの使用言語については、ベラルーシ語とロシア語の2言語に加えて、更に補足的に「当該地域住民の大多数が身につけている言語」もあげられており、ここにポーランド語やイディッシュ語が含まれているとも考えられるが、言語名が明示されなくなったことはやはり大きな変化であるといえるだろう。
- 15) ベラルーシにおける言語法の採択過程については、言語法草案作成の作業委員会委員長を務めたN.ヒレヴィチによる当時の回想録（Hilievič 2007）に基づきまとめた。
- 16) 各共和国の言語法の採択年月日については小田桐（2011:50）に基づく。これ以降で言及するペレストロイカ末期の各共和国の言語法についても同様。
- 17) 正式名称は「ベラルーシ語、ロシア語及びベラルーシ住民が使用するその他の諸言語の地位の法的調整に関する提案のための準備委員会」（Hilievič 2007）。
- 18) ここにみるように、ベラルーシにおける言語法の制定は旧ソ連諸国の中でも比較的遅かった。これは、ベラルーシにおける言語法制定のプロセスが、単純に民族語であるベラルーシ語の保護への熱意を主要な推進力としたものというよりは、Mechkovskaya（2013: 37）が指摘するように、一方では「ソ連邦の中心」とロシア語に対する忠誠の関係を保持しつつ、他方ではソヴィエト民衆の「主権のパレード」にも遅れまいとするという複雑かつ慎重な志向が絡みあって進んだためであるといえる。
- 19) 正式名称は「ソ連邦諸民族の民族間交流語」（mova mižnacyjanalnych znosin narodaŭ Sajuza SSR）。
- 20) Ukrainian Soviet Socialist Republic（ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国）の略。
- 21) 1995年5月14日共和国国民投票の結果に関する中央委員会記録より。
- 22) つまり、対有権者比でみれば賛成票を投じたのは53.9%であった。
- 23) ルカシェンコ大統領がロシア語の国家語化を主導した背景には、明らかに当時、ロシアとの国家統合を目指していた彼の外交政策的な意図との関連があると考えられ

- る。とはいえ、ロシア語の国家語化がルカシェンコ大統領個人の強力なイニシアティブのみに牽引されて実現されたとみるのはやや不正確で、国民自身の中にもロシア語の国家語化を支持する勢力が相当数いたということも無視できない事実であろう。
- 24) 山田, 渋谷 (2011:54) は、危機に瀕した言語の問題はしばしば、人々の生活に直結する切実な人権問題というよりも、どちらかという失われつつある希少な文化遺産 (cultural heritage) の保護の問題としての外観を呈すと、①文化財としての当該言語の保護への関心の集まりやすさを指摘している。

## 付記

本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金 [特別研究員奨励費, 研究課題名: ベラルーシ共和国における言語状況及び言語政策に関する総合的研究, 課題番号: 263843] の研究成果の一部である。

## 文献

### (参考文献)

- 小田桐奈美 (2011) 「旧ソ連地域における国家語概念に関する一考察」『日本スラヴ人文学会誌スラヴィアーナ』第2号 (通算24号) 47-68
- カルヴェ, ルイ＝ジャン (西山教行訳) (2000) 『言語政策とは何か』白水社
- 塩川伸明 (2004) 『民族と言語: 多民族国家ソ連の興亡 I』岩波書店
- 渋谷謙次郎 (2007) 「『母語』と統計: 旧ソ連・ロシアにおける『母語』調査の行方」『ことばと社会』第10号 三元社 175-207
- マーチン, テリー (半谷史郎監修, 荒井幸康・渋谷謙次郎・地田徹朗・吉村貴之訳) (2011) 『アフターマティヴ・アクションの帝国: ソ連の民族とナショナリズム, 1923年～1939年』明石書店
- 服部倫卓 (2004) 『不思議の国ベラルーシ: ナショナリズムから遠く離れて』岩波書店
- 山田隆夫, 渋谷謙次郎 (2011) 「言語権の視点からみた危機言語問題」『琉球諸語記録保存の基礎』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 42-66
- Baršeŭska, N. (2004). *Biellaruskaja emihracyja : abaronca rodnaje movy*, Varšava: Drukarnia MWM.
- Belarusian Institute of Arts and Science, Belarusian Literary Association (1998). *Archives*

- of The Belarusian Democratic Republic*, vol.1, Minsk–New York–Prague–Vilnius.
- Bulyka, A.M. (1989). Moŭnaja situacyja ŭ BSSR. *Biellaruskaja linhvistyka*, Vyp. 36, AN BSSR. In-t movaznaŭstva. imia Jakuba Kolasa, Minsk: Navuk i technika, 3–10.
- Gorbachov, M.S. (1989). O natsional'noy politike partii v sovremennykh usloviyakh. *Materialy plenuma tsentral'nogo komiteta KPSS*, Moskva: Izdatel'stvo politicheskoy literatury, 14–43. (<http://soveticus5.narod.ru/85/pl890919.htm>, 2017/01/03 閱覽)
- Hilievič, N. (2007). Miž rospačču i nadziejaj: Abrys projdzenaha šliachu ŭ šviatlie adnoj m-ary. *Dziejasloŭ*, No. 26. (<http://dziejaslou.by/old/www.dziejaslou.by/inter/dzeja/dzeja.nsf/htmlpage/hil2602ec.html?OpenDocument>, 2017/01/03 閱覽)
- Konan, U.M. (1994). Bielaruzizacyja. *Biellaruskaja mova : encyklopedyja*, Minsk, 78–80.
- Mechkovskaya N.B. (2013). Yazykovoye zakonodatel'stvo v Belarusi i Ukraine kak dokumenty vremeni: Sotsial'nyye determinanty, pravovyye resheniya i lakuny, ideologicheskyy kamufl'yazh. Gladkova H., Vačkova K. (Eds.) (2013) *Jazykové právo a slovanské jazyky*, Praha: Filozofická fakulta Univerzity Karlovy, 31–57.
- Moseley, C. (Ed.) (2010). *Atlas of the World's Languages in Danger*, 3rd ed., entirely rev., enl. and updated, Paris: UNESCO Publishing.
- Pavlenko, A. (2008), Russian in post-Soviet countries. *Russian Linguistics*, 32, 59–80
- Smolicz, J.J., Radzik, R. (2004). Belarusian as an endangered language: can the mother tongue of an independent state be made to die? *International Journal of Education Development*, 24, 511–528.
- Tavarystva biellaruskaj movy (2009). *Lietapis dziejnasci Hramadskaha abjadnannia "Tavarystva biellaruskaj movy imia Franciška Skaryny"1989–2009*, Lida.
- Veshtort, G.F., Mel'nikova, L.M. (1999). Dvuyazychiye v sfere zakonodatel'stva i deloproizvodstva, *Tipologiya dvuyazychiya i mnogoyazychiya v Belarusi*, Minsk: Biellaruskaja navuka, 168–176.
- Wurme, S.A. (Ed.) (1996). *Atlas of the World's Languages in Danger of Disappearing*, Paris: UNESCO Publishing / Canberra: Pacific Linguistics.
- Wurme, S.A. (Ed.) (2001). *Atlas of the World's Languages in Danger of Disappearing*, 2nd ed., rev., enl. and updated, Paris: UNESCO Publishing.
- Zaprudnik, J. (1993). *Belarus: At a Crossroads in History*, Boulder-San Francisco-Oxford: Westview Press.
- Zaprudski, S.M. (2002). Moŭnaja palityka ŭ Belarusi ŭ 1990-ja hady. *ARCHE* – pačatak



No.1(21), Minsk, 98-112.

(参考資料)

BSSR社会主義共和国憲法 (1919, 1927, 1937, 1978年)

Kanstyucyja Bielaruskaj Sacyjalistyčnaj Savieckaj Respubliki (1919, 1927, 1937, 1978)  
(<http://pravo.by/main.aspx?guid=1951>, 2017/01/03 閲覧)

1920年8月1日付BSSR独立宣言

Deklaratsiya nezavisimosti SSR Belorussii 1 avgusta 1920 g., Durdenevskiy, V.N.  
(1927) *Ravnopraviye yazykov v sovetskom stroye*, Moskva: Institut sovetskogo pravda,  
162

USSRにおける諸言語についての法律

Zakon Ukrayins'koyi Radyans'koyi Sotsialistychnoyi Respubliki Pro movy v  
Ukrayins'kiy RSR (<http://zakon3.rada.gov.ua/laws/show/8312-11>, 2017/01/03 閲覧)

ベラルーシ共和国憲法 (1994, 1996年)

Kanstyucyja Respubliki Bielaruś (<http://pravo.by/main.aspx?guid=1951>, 2017/01/03  
閲覧)

BSSRにおける諸言語についての法律

Zakon BSSR ab movach u Bielaruskaj SSR, Michnieviča, *Bielaruskaja mova :  
encyklopedyja*, Minsk, 647-652.

ベラルーシ共和国における諸言語についての法律 (1998, 2005, 2007, 2009, 2010, 2011,  
2012, 2013年)

Zakon Respubliki Bielaruś ab movach u Respublicy Bielaruś (1998; 2005; 2007; 2009;  
2010; 2011; 2012; 2013), ETALON. Zakanadaŭstva Respubliki Bielaruś, Nacyjanaľny  
centr pravavoj infarmacyi Respubliki Bielaruś.

BSSR中央執行委員会第2会期「民族政策実施の实践的諸施策についての決定」(1924年)

Pastanova 2-j siesii CVK BSSR ab praktyčnych mierapryjemstvach pa praviadzienni  
nacyjanaľnaj palityki, pad ahuľnaj red. Platonava, R.P., Koruška, U.K. (2001).  
*Bielarusizacyja. 1920-ja hady : Dakumienty i materyjaly*, Minsk, 129-135.

1995年5月14日共和国国民投票の結果に関する中央委員会記録

Protokol Tsentral'noy komissii o rezul'tatakh respublikanskogo referendumu 14  
maya 1995 goda([http://www.rec.gov.by/ru/arhiv-referendумы/respublikanskiy-  
referendum-14-maya-1995-goda](http://www.rec.gov.by/ru/arhiv-referendумы/respublikanskiy-referendum-14-maya-1995-goda), 2017/01/03 閲覧)

(統計資料)

- [1] *Vsesoyuznaya perepis' naseleniya 17 dekabrya 1926 g. : kratkiye svodki, Vyp. 4: Narodnost' i rodnoy yazyk naseleniya SSSR*, Moskva: Izdaniye TSSU SSSR, 1928. (<http://elib.shpl.ru/ru/nodes/16537-vyp-4-narodnost-i-rodnoy-yazyk-naseleniya-sssr-1928#page/1/mode/grid/zoom/1>, 2017/01/03 閲覧)
- [2] *Perepis' naseleniya 2009: Tom III: Natsional'nyy sostav naseleniya Respubliki Belarus: Statcheskiy sbornik*, Natsional'nyy statisticheskiy komitet Respubliki Belarus', Minsk, 2011.
- [3] *Ustanovy daškoľnaj i piedadahičnyja kadry ŭstanou daškoľnaj adukacyi Respubliki Bielaruś pa stanu na 5 vierasnia 2014 hoda : Statystyšny daviednik*, Ministerstva adukacyi Respubliki Bielaruś, Haloŭny infarmacyjna-analyčny centr, Minsk, 2014.
- [4] *Ustanovy ahuľnaj siarednaj adukacyi Respubliki Bielaruś pa stanu na 1 vierasnia 2014 hoda : Statystyčny daviednik*, Ministerstva adukacyi Respubliki Bielaruś, Haloŭny infarmacyjna -analyčny centr, Minsk, 2014.
- [5] *Ustanovy vyšešaj adukacyi Respubliki Bielaruś pa stanu na pačatak 2014/2015 navučal'na hoda : Statystyčny daviednik*, Ministerstva adukacyi Respubliki Bielaruś, Haloŭny infarmacyjna-analyčny centr, Minsk, 2014.
- [6] *Sotsial'noye položeniye i uroven' zhizni naseleniya Respubliki Belarus' : Statisticheskiy sbornik*, Natsional'nyy statisticheskiy komitet Respubliki Belarus', Minsk, 2015.
- [7] *Sistema obrazovaniya Respubliki Belarus' v tsifrakh 1940–1999 g.: Stat. sbornik*, Ministerstvo obrazovaniya Respubliki Belarus', Minsk, 1999.
- [8] *Narodnoye khozyaystvo Respubliki Belarus' v 1995 g.*, Ministerstvo statistiki i analiza Respubliki Belarus', Minsk, 1996.

# **Language Status Planning and National Language Policy in Belarus: Concerning the problem of the legal statuses of Belarusian and Russian languages**

**KIYOSAWA Shiori**

Keywords: Status planning, Language laws, State language, Endangered language, Belarusian language

## *Abstract*

This article will examine the national language policy in Belarus in terms of the language status planning. In this regard, we will review the history and the present situation of the legal status of the Belarusian and Russian languages based on the analysis of the language laws in Belarus and discuss the reasons for the discrepancy between the legal and real statuses of Belarusian: namely, to identify why its status as the state language does not support the distribution and the use of Belarusian in everyday life.

From the analysis of legal documents, first, we found that we can see the prototype of the status of Belarusian as the state language already at the beginning of the Soviet era. In addition, it became clear that the status as the state language, which was officially given to Belarusian in 1990, had almost symbolic role rather than practical, and after giving the status as the state language to Russian in 1995, the status of Belarusian as the state language has been reduced to a mere facade.

Behind such complexity of the protection of Belarusian language by law, there is conflict between two incompatible problems; the problem of conservation of Belarusian as cultural property and the problem of guarantee on language right of many people, who wants to use Russian in this country.

(筑波大学大学院 人文社会科学研究科 一貫制博士課程)